平成２５年（フ）第１８号
神戸市西区森友４丁目93番地の２
債務者　原印光堂こと　大橋　弥生
１　決定年月日時　平成25年４月23日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年６月25日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２５年（フ）第３４号
兵庫県神戸市西区学園西町７丁目３番地716―404号
債務者　山名　君子
１　決定年月日時　平成25年４月23日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年６月25日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２５年（フ）第６１号
兵庫県明石市二見町東二見488番地の１　駅北市住２―204号、住民票上の住所神戸市西区桜が丘西町４丁目15番地の14
債務者　大山　彰彦
１　決定年月日時　平成25年４月23日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年６月25日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２５年（フ）第７０号
兵庫県明石市西明石東町13番地の７　フジハイツ、前住所兵庫県明石市魚住町中尾128番地　しんゆう５―22号
債務者　髙間　隆治
１　決定年月日時　平成25年４月23日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年６月25日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２５年（フ）第５３号
富山県氷見市余川2003番地２
債務者　藤田　克己
１　決定年月日時　平成25年４月23日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年６月26日まで
富山地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第５８号
広島県府中市久佐町697番地３、旧住所広島県福山市神辺町大字川南1423番地１
債務者　内海　敬文（旧姓安田）
１　決定年月日時　平成25年４月23日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年６月26日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２５年（フ）第６４号
広島県福山市川口町３丁目10番６号　住吉住宅７号、旧住所広島県福山市沼隈町大字上山南713番地108　大池団地11号館202
債務者　渡邊　浩志
１　決定年月日時　平成25年４月23日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年６月26日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２５年（フ）第６６号
広島県福山市横尾町１丁目19番５号
債務者　吉山　友久
１　決定年月日時　平成25年４月23日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年６月26日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２５年（フ）第１６２号
北九州市小倉南区北方１丁目14番２―110号
債務者　白神いつ子
１　決定年月日時　平成25年４月23日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年６月27日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第３５号
青森県弘前市大字茂森新町２丁目４番地３　ラ・ミュール211号
債務者　八木橋郵政
１　決定年月日時　平成25年４月22日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月１日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２５年（フ）第３７号
青森県平川市新屋町松久11番地
債務者　奈良岡昭三
１　決定年月日時　平成25年４月22日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月１日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２５年（フ）第４２号
青森県平川市本町北柳田１番地22　サンシャインハイツ105号
債務者　吹田　忠弘
１　決定年月日時　平成25年４月22日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月１日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２５年（フ）第４３号
青森県弘前市大字富田町120番地　ビバレーハウス201号
債務者　川村　啓一
１　決定年月日時　平成25年４月22日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月１日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２５年（フ）第２１４号
北九州市八幡西区陣山３丁目９番15号
債務者　浜野　好信
１　決定年月日時　平成25年４月23日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月１日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第４８号
青森県弘前市大字青山２丁目25番地１　県営住宅Ａ―１―６号
債務者　神　秀四郎
１　決定年月日時　平成25年４月23日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月２日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２５年（フ）第９０６号
大阪府摂津市新在家１丁目５番21号
債務者　江川　孝司
１　決定年月日時　平成25年４月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第９３９号
大阪市大正区三軒家東１丁目17番10―306号
債務者　奥野　英一
１　決定年月日時　平成25年４月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部